

令和 8 年熊本地震に係る熊本県への支援状況（8 月 4 日現在）

※下線部分は新たな情報です。

1 職員等の派遣

(1) 対^{たいこう}口支援に基づく取組（八代市）

① 避難所等の運営支援

- ・ 避難所等の運営支援のため、八代市に職員 10 名を派遣（8/1～）
- ・ 派遣する職員を 27 名に増員（+17 名）（8/4～）

8 月 1 日から 10 名／週（内訳：県のみ）

8 月 4 日から 27 名／週（内訳：県 15 名、市町村 12 名）

<市町村 12 名の内訳>

阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市から各 3 名

※ 対口支援とは、被災自治体ごとに応援自治体を割り当てて支援を行うもの。

(2) 消防・救急関係

① 緊急消防援助隊

- ・ 消防活動支援のため、各市町村消防本部等と調整の上で、41 隊 133 名を派遣（7/28～）。八代市（日本製紙八代工場）、嘉島町（イオンモール熊本）を中心に活動
- ・ 現地の状況等を踏まえ、8/2 までに 33 隊 110 名が引上げ。現在、8 隊 23 名が転院搬送などの活動を実施中

(3) 医療・福祉関係

① D M A T（災害派遣医療チーム）

- ・ 病院での診療支援等のため、医療機関等と調整の上で、11 隊を派遣（7/28～）、追加で 7 隊を派遣（7/30～）。八代市を中心に活動。現地の状況等を踏まえ、8/2 までに全隊が活動終了

② 保健師等チーム

- ・ 避難所における住民の健康管理等のため、宇土市に県職員 3 名（保健師 2 名、事務 1 名）を派遣（7/30～8/2、8/2～8/5）
- ・ 鹿児島市が保健師 4 名を八代市又は氷川町に派遣予定
(8/5～8/31)

③ D P A T（災害派遣精神医療チーム）

- ・ 被災者の心のケア等の支援のため、医療機関等と調整の上で、2 隊 7 名を派遣（8/1～8/7、8/6～8/12（予定））。八代市で活動中

④ 災害支援ナース

- ・ 避難所における住民の健康観察等のため、氷川町の 2 避難所に県内医療機関等の看護師 4 名を派遣（8/2～8/5）

⑤ D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）

- ・ 被災自治体職員の指揮調整、情報収集等の後方支援のため、熊本県庁に職員 4 名（医師 1 名、保健師 2 名、臨床検査技師 1 名）を派遣（8/2～8/9）

⑥ D W A T（災害派遣福祉チーム）

- ・ 避難所等における災害時要配慮者への福祉活動支援のため、県社会福祉協議会と連携し、八代市に介護・福祉専門職員等 4 名を派遣予定（8/10～8/22）

(4) 土木関係

① 応急給水・復旧支援（市町村）

- ・ 断水による応急給水活動や水道施設の復旧支援のため、鹿屋市など 7 市から職員 23 名及び給水車 6 台を派遣（7/29～順次）

② 被災建築物の応急危険度判定

- ・ 被災建築物応急危険度判定のため、県や鹿児島市など 4 市の職員、建築関係 3 団体の会員、合計で概ね 10 名～14 名/日を芦北町に派遣（8/1～8/5（予定））

③ 下水道被災状況調査（市町村）

- ・ 下水道の被災状況調査のため、薩摩川内市など 2 市から職員 6 名を派遣（8/1～順次）

(5) 情報収集・共有

① リエゾン

- ・ 必要な支援に係る情報収集等のため、熊本県庁に職員 2 名を派遣（7/29～）

(6) 警察関係

① 広域緊急援助隊等

- ・ 広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊）、警察航空隊、特別自動車警ら隊、被災者支援部隊、特別警備部隊を派遣し、八代市や宇城市などにおいて各種用務に従事中（7/28～順次）

2 その他の支援

(1) 県の取組

① トイレカー・水循環型シャワー等の貸出

- ・ 避難所等における生活環境の確保を図るため、トイレカー（1 台）、水循環型シャワー・手洗い器（各 2 台）を八代市の避難所 2 箇所に設置（8/3～）

② 船舶給水支援

- ・ 被災地への給水支援を実施する国土交通省の船舶に対する川内港岸壁の利用調整、給水施設の情報提供（7/31～）

③ 県立都市公園に義援金の募金箱を設置

- ・ 県立都市公園（吉野公園、石橋記念公園、吹上浜海浜公園、大隅広域公園、北薩広域公園）の管理事務所窓口に義援金の募金箱を設置（7/31～）

(2) 関係機関等の取組

① 義援金の受付開始（日本赤十字社）

- ・ 県庁舎、各地域振興局・支庁、県外事務所等（18 箇所）に募金箱を設置（受付期間：令和 8 年 7 月 31 日（金）～10 月 30 日（金））

② 施設への飲料水支援（鹿児島県老人福祉施設協議会）

- ・ 八代市の特別養護老人ホームに、ペットボトル飲料水（合計約 257 L）を支給（8/1 輸送）

③ 救護班の派遣（日本赤十字社）

- ・ 医療サービスの提供のため、鹿児島県支部から救護班 6 名を派遣
(7/31～)

④ J M A T（日本医師会災害医療チーム）の派遣（鹿児島県医師会）

- ・ 医療機関等への医療活動支援のため、県医師会及び市郡医師会から 5 名を派遣（8/1～）